平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	○・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	○・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	○・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	○・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・○○
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・○○

」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第四項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から適用する。ただし、同日前の分として支給する失業保険金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一項の表中「三千九百三十」を「三千九百二十」に、「四千六百二十」を「四千六百十」に、「四千七百七十」を「四千七百六十」に、「五千四十」を「五千三十」に、「五千二百七十」を「五千二百六十」に、「五千四百七十」を「五千四百六十」に、「五千七百五十」を「五千七百四十」に、「の五千八百三十」を「の五千八百二十」に、「五千八百八十」を「五千八百六十」に、「七千八百九十」を「七千八百七十」に改める。

第二項第一号中「基準日」を「受給資格に係る離職の日（次号において「基準日」という。）」に、「七千百七十」を「七千百六十」に改め、同項第二号中「六千四百六十」を「六千四百四十」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第五項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十四年八月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、平成二十三年厚生労働省告示第二百五十四号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に行われた失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合の失業保険金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

千三百二十六分の千二百九十六

○厚生労働省告示第四百四十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第六項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十四年八月一日から適用し、平成二十三年厚生労働省告示第二百五十五号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の分として支給される就業促進手当及び同日以前に職業に就いた者に支給される就業促進手当に係る失業保険金の日額の上限額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

五千八百四十分の五千八百七十

○厚生労働省告示第四百五十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第七項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十四年八月一日から適用し、平成二十三年厚生労働省告示第二百五十六号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高齢再就職給付金の支給限度額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

三十三万五千三百十六分の三十四万三千三百九十六

○厚生労働省告示第四百五十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第八項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十四年八月一日から適用し、平成二十三年厚生労働省告示第二百五十七号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高齢再就職給付金に係る額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

二千五十分の二千三百二十

○厚生労働省告示第四百五十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第十項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十四年八月一日から適用し、平成二十三年厚生労働省告示第二百五十八号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、休業開始応当日が同月三十一日以前である支給単位期間に係る介護休業給付金に係る休業開始時給付基礎日額の下限額及び上限額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

下限額に乗じる率　二千五十分の二千三百二十

上限額に乗じる率　一万三千九百八十分の一万四千三百十